

## 日本放送協会の放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準 の変更の認可申請に対する総務省の考え方

### I 経緯等

平成29年7月12日、日本放送協会（以下「協会」という。）から、放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）第20条第9項の規定に基づき、放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準の変更について認可申請があった。協会からの申請の概要、申請に対する現時点における総務省の考え方等は以下のとおりである。

### II 申請の概要

協会においては、総務大臣の認可を受けた実施基準に基づき、インターネットを通じて放送番組等を提供する業務（以下「インターネット活用業務」という。）を実施しているところ、今回、実施基準の変更について総務大臣の認可申請を行ったものである。

協会から申請のあった実施基準の変更案（以下「変更案」という。）は別添のとおりであり、（別紙）第2部の3の「試験的提供」の内容について、地方局の放送対象地域に対応した配信実験やオリンピック・パラリンピック平昌大会の競技番組の配信、同時配信の提供時間の拡大を行うほか、新たに4K試験放送の配信を行う等とするものである。

なお、協会においては、変更案の策定に当たり、検討の参考とするため、国民・視聴者から意見募集を実施したところであり、合計35件の意見が寄せられたところである。今般、変更案の認可申請に対する「総務省の考え方」を取りまとめるに当たっては、これらの意見も参考にしつつ、検討を行ったものである。

### III 現時点における総務省の考え方

#### (1) 基本的な考え方

総務省においては、実施基準の認可に当たり、手続の透明性や認可の適否の予見可能性を確保するため、平成26年11月14日に、法定された実施基準の認可基準（法第20条第10項各号に定める基準をいう。）その他関連条文の解説とともに、具体的な審査項目を示した「放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準の認可に係る審査ガイドライン」<sup>1</sup>（以下「審査ガイドライン」という。）を、意見募集を実施した上、整備したところである。

変更案の認可に当たっては、審査ガイドラインにおける審査項目に照らして、総務省の考え方について検討を行う。

<sup>1</sup> [http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/pdf/141114\\_01.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/pdf/141114_01.pdf)

## (2) 審査ガイドラインに照らした検討<sup>2</sup>

### 1. 法第15条の目的達成に資すること（法第20条第10項第1号関係）

#### ① 公共放送としての協会が行うものとして適切な業務であること

法第15条で規定されている公共放送としての協会の目的に照らして適切な業務であることについて、変更案においては、

ア インターネット活用業務の目的について、協会が行う放送を補完してその効果・効用を高め、又は国民共有の財産であるこれらの放送番組等を広く国民に還元するなど、法第15条の目的を達成するために実施する等の現行の実施基準で定められた目的等を変更するものでないこと、

イ 現行の実施基準に定める2号受信料財源業務として行われる国内テレビジョン放送の放送と同時に行う「試験的提供」について、公共放送として先導的な役割を担うことが期待される公共性の高い取組を中心とした現行の実施基準で定められている枠組を変更するものでないこと

から、適切な内容であると認められる。

#### ② 市場の競争を阻害しないこと

変更案により、

ア 実施に要する費用として、各年度の受信料収入の2.5%を上限とする現行の実施基準の変更を行うものではなく、現行の実施基準の費用の範囲内で実施するものであること、

イ 市場競争との関係について、国内テレビジョン放送の放送と同時に行う「試験的提供」について、公共放送として先導的な役割を担うことが期待される公共性の高い取組を中心とした現行の実施基準の枠組を変更するものでないこと

から、本業務の見直しが市場の競争を阻害するおそれは低いものと考えられる。

#### ③ 特定の外部事業者に対し不当な差別的取扱い等をするものでないこと

変更案により、2号受信料財源業務等の一部を委託等により外部事業者に担わせる場合、特定の外部事業者を不当に差別的に取り扱ったり、外部事業者の業務に対して不当な義務を課したりするような行為を行わないとする現行の実施基準の変更を行うものではないことから、適切な内容であると認められる。

<sup>2</sup> 本審査は、申請内容が2号受信料財源業務に係る内容に限定されていることから、2号受信料財源業務の審査項目に限って行う。

④ 外部事業者及び民間競争事業者からの意見・苦情等を適正に取り扱うために必要な措置を講ずるものであること

変更案により、業務の遂行状況に関し、競争事業者又は外部事業者から意見・苦情等が寄せられた際の適切かつ速やかな対応を行うとともに、これらの意見・苦情等に係る外部委員からなる審査委員会による検討や、その結果を尊重し必要な措置を講ずること、当該検討結果や措置内容を協会のホームページで公表する等の現行の実施基準の変更を行うものではなく、現行の実施基準の範囲内で実施するものであることから、適切な内容であると認められる。

## 2. 業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること（法第20条第10項第2号関係）

① 業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること

変更案においては、現行の実施基準で定める業務のうち、2号受信料財源業務の試験的な提供として行うものであり、現行の実施基準の枠組の変更を行うものではないことから、適切な内容であると認められる。

また、試験的提供の業務としては、

- ・ 放送中の放送番組／放送した放送番組の配信の別が記載されていること
- ・ 提供する放送番組について、国内テレビジョン放送であって、特定の放送番組のみを提供する場合はそれが記載されていること
- ・ 提供先や配信期間等の実施方法について、それぞれの試験的提供ごとに明確に記載されていること

から、適切な内容であると認められる。

② 業務の対象が、法に規定されている範囲に収まっていること

変更案においては、現行の実施基準で定める業務の対象として「協会が放送しようとする放送番組（放送予定番組）」「協会が放送している番組（放送中番組）」「協会が放送した放送番組（既放送番組）」が記載されている現行の実施基準の枠組の変更を行うものではないことから、適切な内容であると認められる。

また、試験的提供として行われる業務についても、変更案においては、

- ・ 提供する放送番組について、現行の実施基準で定める「協会が放送している番組（放送中番組）」「協会が放送した放送番組（既放送番組）」とする旨が記載されて

いること

- ・ 提供する放送番組すべてを提供するものでないことが記載されていること、
- から、法に規定されている範囲に収まっているものと認められる。

3. 業務の種類、内容及び実施方法が、協会の放送を受信できる受信設備を設置した者について、法第64条第1項の規定により協会とその放送の受信についての契約をしなければならないこととされている趣旨に照らして、不適切なものでないこと（法第20条第10項第3号関係）

① 業務の種類、内容及び実施方法が、法第64条第1項で規定されている受信料制度の趣旨に照らして、不適切なものでないこと

審査ガイドラインにおいては、本審査項目の趣旨について、インターネット活用業務の種類、内容及び実施方法が、協会の国内テレビジョン放送を視聴できることと同等又はこれに準ずるものとなっている場合、テレビ等の受信設備を設置していない者であっても、受信料を支払わずに同等のサービスを視聴できてしまうことによって受信料の公平負担の確保が困難となる等、受信料制度の趣旨との整合性がとれなくなるおそれが生じることになるため、こうした事態を回避するものであるとしている。

かかる趣旨から、本審査項目については、特に2号受信料財源業務における国内テレビジョン放送の放送中番組の提供及び試験的な提供の各業務が問題となるところ、変更案においては、試験的な提供の各業務について見直しを行うこととされており、当該業務について検討を行った結果は下記のとおりである。

A 放送番組の放送と同時の提供

変更案においては、放送を補完する観点から、国内テレビジョン放送の放送番組を放送と同時に提供するサービスの改善・向上の検討に資するための放送番組の試験的な提供の実施について、各日の当該放送波の放送番組をすべて提供することはないこととした上で、以下3つの種類・内容が記載されている。

ア 国内テレビジョン放送（総合放送・教育放送）のスポーツイベントの特定の生放送番組を放送と同時に試験的に提供（以下「試験的提供A」という。）

変更案においては、現行の実施基準における試験的提供として実施されている国内テレビジョン放送（総合放送・教育放送）のスポーツイベントの生放送番組のうち検証に適した放送番組の放送との同時の提供（試験的提供A①）に加え、オリンピック・パラリンピック平昌大会に際して行う同大会の国内テレビジョン放送（総合放送・教育放送）の番組のうち、検証に適した放送番組を、1日16時間以内で、放送と同時に提供すること（以下「試験的提供A②」と

いう。)としている。

この試験的提供A②について、受信料制度との関係については、

- ・ 対象となるイベントがオリンピック・パラリンピック平昌大会に限られており、提供期間も当該大会期間中に限定されること
- ・ オリンピック・パラリンピック平昌大会以外の放送番組に係る放送の同時の配信を行うものではなく、当該放送波のすべての放送番組を視聴できることと同等又はこれに準ずるものとは必ずしもいえないこと

から、直ちに受信料制度の趣旨に照らして不適切なものとなる可能性は低いものと認められる。

イ 受信契約者から適正に募集・依頼する参加者を対象に、1日20時間以内の範囲で、期間を限定して国内テレビジョン放送（総合放送・教育放送）の放送番組を放送と同時に試験的に提供（以下「試験的提供B」という。）

変更案においては、現行の実施基準における試験的提供のうち、試験的提供Bについて、

- ・ 提供時間について、1日20時間以内の範囲で実施すること
- ・ 参加者について、現行と同等とした上で、テレビジョン受信機を持たない人が放送番組の同時配信をどのように利用するか等を把握するため、受信契約者以外の人を参加者に含めることを可能とすること
- ・ 変更案の参考資料によれば、「地域制限」の検証を含む地域放送番組の配信について検証する観点から、検証項目を追加すること

とされている。

受信料制度との関係については、その対象者の一部として、受信契約者以外の人を含めることがあることとされているものの、その対象者全員が受信契約者以外となるわけではなく、全体の参加者の数も引き続き限定的なものにとどまることから、テレビ等の受信設備を設置している者と設置していない者との受信料の公平負担の問題は生じないため、直ちに受信料制度の趣旨に照らして不適切なものとなる可能性は低いものと認められる。

ウ 国内テレビジョン放送（衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送の試験放送）を4K信号により伝送し、ハイブリッドキャスト対応受信機または当該受信機に紐づく端末機器を対象として放送と同時に試験的に提供（以下、「試験的提供C」という。）

変更案においては、国内テレビジョン放送（衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送の試験放送）の放送番組のうち、検証に適した放送番組を、1日5時間以内で、放送と同時に提供することとしている。

受信料制度との関係については、試験的提供Cを利用するためには技術的な

必要性からハイブリッドキャスト対応受信機を設置する必要があるところ、当該受信機は法第64条第1項<sup>3</sup>に規定する受信設備に該当すること、提供の期間も1日5時間以内であり、かつ、衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送の試験放送に限定されていることから、テレビ等の受信設備を設置している者と設置していない者との受信料の公平負担の問題は生じないため、受信料制度の趣旨に照らして不適切なものでないと認められる。

#### B 時差再生可能な形での提供（早戻し配信）、見逃し配信

また、試験的提供A、試験的提供B及び試験的提供Cにより、放送番組を放送と同時に提供を行う際には、放送番組を放送時間内において時差再生可能な形で提供（早戻し配信）し、または、放送が終了してから試験的な提供が終了するまでの間の一定期間にわたって1日あたりの提供時間を限定せず提供（見逃し配信）することがあることとされている。

この点、受信料制度との関係については、基本的に、各試験的提供により提供される放送番組を早戻し配信・見逃し配信の提供の対象とし、試験的提供の終了後にはこれらの配信も終了するものであることから、提供番組数及び提供期間とともに、限定的なものにとどまるため、直ちに受信料制度の趣旨に照らして不適切なものとなる可能性は低いものと認められる。

他方で、試験的提供A及び試験的提供Cについては提供する情報の内容・量等によっては、試験的提供Bについては受信契約者を確認するための方法やその実施期間・実施回数、受信契約者以外の参加者の規模等によっては、受信料制度との整合性に懸念が生じる可能性もあるため、現行の受信料制度を踏まえて行うことが必要である。

また、試験的な提供である以上、実施の都度、それまでの試験結果を検証しつつ段階的・効率的に実施することが重要であると考えられる。

さらに、本提供の実施財源が受信料であることを踏まえ、試験としての目的に照らして必要な期間及び費用の範囲内で行うことが必要である。

加えて、本提供により明らかとなった地域放送番組の配信に関する課題等については、関連事業者と共有するよう努めることが求められる。

#### 4. 業務の実施に過大な費用を要するものでないこと（法第20条第10項第4号関係）

<sup>3</sup> 放送法

（受信契約及び受信料）

第64条 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送（音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。第126条第1項において同じ。）若しくは多重放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない。

- ① 受信料財源業務の実施に要する費用の上限が適正かつ明確に定められていること
- ② インターネット活用業務全体の実施に要する費用が、任意業務の趣旨に照らして適切な規模であること

変更案により、実施に要する費用として、各年度の受信料収入の2.5%を上限とする現行の実施基準の変更を行うものではなく、現行の実施基準の費用の範囲内で実施するものであることから、適切な内容であると認められる。

5. 第2項第2号の業務にあつては、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと（法第20条第10項第5号関係）

- ① 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと

変更案においては、放送番組等の提供について、端末機器、ソフトウェア等の諸条件を含め、広く一般に利用できる方法で行うことを原則とし、合理的な理由なく対象を限定することのないよう努めることとされているほか、2号受信料財源業務に係るサービスについて、あらかじめ、サービスの内容を公表するとともに、協会及び利用者の責任に関する事項等を含む利用規約を定めて公表する等の現行の実施基準の変更を行うものではなく、現行の実施基準の範囲内で実施するものであることから、適切な内容であると認められる。

なお、変更案や変更案の参考資料において、試験的提供の一部について、必要に応じ、その提供対象を受信契約者に限定することや、「地域制限」による配信を行うこと、特定の端末機器等に限定して配信することがあることとされていることについては、放送を補完する観点から、国内テレビジョン放送の放送番組を放送と同時に提供するサービスの改善・向上の検討に資するという試験的提供の性格に鑑みると、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものではないと考えられる。

6. 第2項第2号の業務にあつては、利用者の利益を不当に害するものでないこと（法第20条第10項第6号関係）

- ① サービスの利用条件等に対する考え方が適正かつ明確に定められていること

変更案においては、

ア 2号受信料財源業務として利用者に対価を求めることなく実施することとされていること、

イ 提供する放送番組等の一部について、必要に応じ、その提供対象を受信契約者

に限定することがあること

とされているほか、利用料金の考え方や当該料金の特例措置の条件等の記載や、利用者保護の観点から、サービスの利用に関し、あらかじめ、サービスの内容を公表するとともに、サービス利用の申込方法、サービスの利用に関する契約の締結、提供の停止及び解除の条件、その他協会及び利用者の責任に関する事項等を含む利用規約を定めて公表する等の現行の実施基準の変更を行うものではなく、現行の実施基準の範囲内で実施するものであることから、適切な内容であると認められる。

- ② サービスの内容や利用条件等について、利用者に対してあらかじめ明示するための必要な措置を講ずるものであること
- ③ 利用者の個人情報保護対策について必要な措置を講ずるものであること
- ④ 利用者からの意見・苦情等を適正に取り扱うために必要な措置を講ずるものであること
- ⑤ サービスの利用に必要な設備等の満たすべき要件が適正かつ明確に定められていること

変更案により、

ア 利用者保護の観点から、あらかじめサービスの内容を公表するとともに、利用規約において、協会及び利用者の責任に関する事項等を定めて公表する

イ 放送番組等の提供に当たって利用者に関する個人情報等を取得する場合には、個人情報の保護に関する法律をはじめとする個人情報等に関する法令や、「NHK個人情報保護方針」、「NHK個人情報保護規程」その他の確立された規範を遵守し、個人情報等の適切な利用、適切な安全管理等に必要な措置を講ずること

ウ サービスの利用者等からの意見・苦情等について、協会のコールセンター、全国の放送局等で受け付け、迅速かつ適切に対応するとともに、当該受付窓口について周知に努めることとされており、必要な措置を講ずる

エ 放送番組等の提供について、端末機器、ソフトウェア等の諸条件を含め、広く一般に利用できる方法で行うことを原則とし、合理的な理由なく対象を限定することのないよう努める

とする現行の実施基準の変更を行うものではなく、現行の実施基準の範囲内で実施するものであることから、適切な内容であると認められる。

また、試験的提供Cについて、ハイブリッドキャスト対応受信機または当該受信機に紐づく端末機器に加えて、当該信号の受信に適した要件に合致する受信機器を対象とする場合には、当該要件を事前に協会のホームページで公表することとしており、適切な内容であると認められる。

なお、これまでの試験的提供の取組を踏まえ、本提供に際しては、事前に必要な周

知を図るほか、サービス内容・期間等について適切に情報提供を行うことが求められる。

7. 業務の実施基準の変更勧告（法第20条第11項関係）及び業務の実施状況の評価及びそれに基づく改善（法第20条第13項関係）

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 業務の実施計画の作成及び公表について適正かつ明確に定められていること</li><li>② 業務の実施状況の作成及び公表について適正かつ明確に定められていること</li><li>③ 少なくとも3年ごとの業務の実施状況の評価及びそれを踏まえた改善について適正かつ明確に定められていること</li></ul> |
|---|

変更案により、

ア 業務について、各事業年度の開始前に収支計画を含めた主要な業務ごとの実施計画を策定・公表する

イ 業務の実施状況について、各事業年度の終了後に収支実績を含めた主要な業務ごとの資料を作成し、公表することとし、あわせて、毎年度、技術の発達、需要の動向、市場競争への影響、受信料の公平負担との関係その他の事項を勘案して評価を行うとともに、その結果に基づき、必要があると認める場合には、実施基準の見直しを含め当該業務の改善を図るための措置を講ずる

とする現行の実施基準の変更を行うものではなく、現行の実施基準の範囲内で実施するものであることから、適切な内容であると認められる。

なお、地域放送番組の配信に関する課題の検証を含む試験的提供による検証に際し、事前・事後において関連事業者と積極的な連携に努めるとともに、本提供により得られた知見についてできる限り関連事業者と共有を図り、より詳細な分析を行い、その結果についても適切に公表を行うことが求められる。

#### IV 結論

以上の審査結果に基づき、本件認可申請について、次の事項が適切に履行されることを前提（条件）として、これを認可することが適当であると考える。

今般の変更案に伴う「試験的な提供」の実施に当たっては、

- ・ 本提供は段階的に行うものとし、新たな提供はそれまでの結果を検証しつつ効率的に実施すること。また、現行の受信料制度を踏まえて行うこと。
- ・ 本提供の実施財源は受信料であることを踏まえ、試験としての目的に必要な期間及び費用の範囲内で行うこと。また、試験の規模・参加者等について、受信料の公平負担との関係を十分考慮しつつ実施すること。
- ・ 本提供に際しては、事前に必要な周知を図るほか、サービス内容・期間等について適切に情報提供を行うこと。
- ・ 地域放送番組の配信に関する課題の検証にあたっては、少なくとも一部については放送対象地域内に限定して配信を行う「地域制限」を実施し、当該検証の結果について、民間放送事業者等の関連事業者からの求めに応じ共有に努めるほか、本提供による検証に際し、事前・事後において関連事業者と積極的な連携に努めること。
- ・ 本提供により得られた知見についてできる限り関連事業者と共有を図り、より詳細な分析を行い、その結果についても適切に公表を行うこと。

#### V 今後のプロセス

今回の認可申請については、透明性の高いプロセスの下で、広く国民・視聴者の意見を踏まえつつ検討を進めるため、意見募集を行うこととする。

今後、総務省においては、意見募集により寄せられた意見を踏まえ、更に検討を行い、認可の適否について電波監理審議会への諮問を行う予定である。